入　札　公　告（郵送による入札用）

「福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務　福島県相双農林事務所（双葉農業普及所）」について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項及び福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号）第２４６条第１項の規定により公告する。

令和４年３月９日

福島県相双農林事務所長　大波　恒昭

１　入札に付する事項

1. 件名及び数量　令和４年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働

者派遣業務　福島県相双農林事務所（双葉農業普及所）　一式

（２）業務の仕様等　入札説明書及び仕様書のとおり

（３）委託期間　令和４年４月１日から令和５年１月３１日まで

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

（１）施行令第１６７条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。

（２）公告の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

（４）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）に基づいた労働者派遣事業の許可を受けている者であること。ただし、平成２７年９月３０日以前に一般労働者派遣事業の許可を受けている者を含む。

（５）本公告に示した業務若しくはこれと類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

３　入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び２に掲げる事項について証明できる書類を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

（１）提出期限　令和４年３月１７日（木）午後５時まで

（２）提出場所　〒９７５－００３１

　福島県南相馬市原町区錦町一丁目３０番地

福島県相双農林事務所　総務部総務課（福島県南相馬合同庁舎北庁舎２階）

４　契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間は、次に示すとおりとする。

（１）場　　所　３（２）に掲げる場所に同じ。

（２）期　　間　公告の日から令和４年３月２３日（水）まで

　　　　　　午前８時３０分から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

５　開札の日時及び場所

　（１）　日　時　令和４年３月２４日（木）午前１１時～

（２）　場　所　福島県相双農林事務所総務部総務課（福島県南相馬合同庁舎北庁

舎２階）

　　　（３）　その他

入札書の提出は、書留郵便により行うものとし、令和４年３月２３日（水）午後５時までに３（２）に掲げる場所に必着のこと。

６　入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

７　入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県相双農林事務所から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

８　入札の無効

この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

９　その他

（１）入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の１００分の

１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の

１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（２）落札者の決定方法

　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（３）契約書作成の要否

　要

（４）入札の効力

　本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和４年４月１日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

（５）その他

　詳細は、入札説明書による。

（６）本公告に関する問い合わせ先

福島県相双農林事務所　総務部総務課

電　　話　　０２４４－２６－１２５４

ファクス　　０２４４－２６－１１６９